

掛川市規則第 1 号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年 9 月 2 4 日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免）

第7条の2 条例附則第30条の3の規定に基づき市長が定める3輪以上の軽自動車は、静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の規定に基づき静岡県が自動車税の環境性能割を減免する自動車の例による。

第8条（見出しを含む。）中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1号から第7号までの規定中「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

様式第3号（その1）中

「

6	軽自動車税（車検用）	年度	[車両番号]	通
---	------------	----	--------	---

」
を

「

6	軽自動車税種別割（車検用）	年度	[車両番号]	通
---	---------------	----	--------	---

」
に改める。

様式第5号（その2）中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

様式第47号中「 軽自動車税納税通知書 」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改め、「軽自動車税額」の次に「(種別割)」を加え、「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

様式第48号中「 軽自動車税納税通知書（口座振替用） 」を「軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）」に改め、「軽自動車税額」の次に「(種別割)」を加え、「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

様式第49号中「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を

「 軽自動車税（種別割）申告書
兼標識交付申請書 」に改める。

様式第50号中「 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 」を「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」に改める。

様式第51号中「 軽自動車税減免申請書（公益専用車用） 」を「軽自動車税（種別割）減免申請書（公益専用車用）」に改める。

様式第52号中「 軽自動車税減免申請書（身体障害者用） 」を「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者用）」に、「自動車税・軽自動車税」を「自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）」に改める。

様式第53号（その1）中「 軽自動車税減免（不承認）通知書（公益専用車用） 」を「軽自動車税（種別割）減免（不承認）通知書（公益専用車用）」に改め、「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

様式第53号（その2）中「 軽自動車税減免（不承認）通知書（身体障害者用） 」を「軽自動車税（種別割）減免（不承認）通知書（身体障害者用）」に改め、「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。